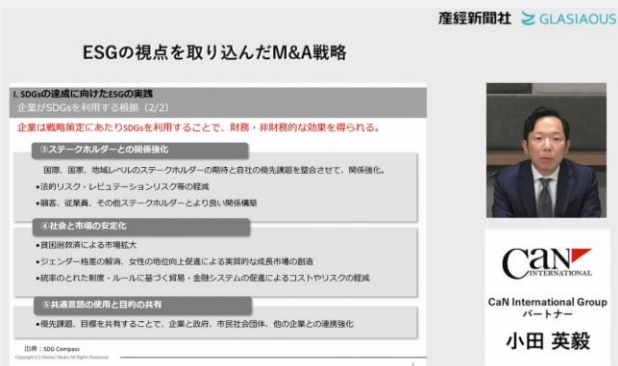




## 弊社パートナーの小田英毅が GLASIAOUS Next 2023に登壇！

2023年11月22日に、株式会社産業経済新聞・GLASIAOUSコンソーシアム共催、ビジネスエンジニアリング株式会社協賛のウェビナーGLASIAOUS Next 2023に弊社パートナーの小田英毅が登壇しました。

小田は、「ESGの視点を取り込んだM&A戦略」という表題について講演しました。



SDGsの達成に向けて、各企業はESGの観点で経営を進めることが求められるようになりました。一方で、近年、企業価値向上のために多くの企業がM&Aを推進しています。本講演の前半では、ESG視点を取り込んだM&A戦略の紹介とその動向について解説し、後半ではESG視点のデューデリジェンスとその発見事項をバリュエーションへ反映する際の考え方について解説しました。

GLASIAOUS Next 2023には約240名が参加し、好評頂きました。これを受け、小田の講演について、同テーマを拡大・深堀したウェビナーを2023年12月13日(水)15:00-16:00に開催させて頂くことになりましたので、ご興味のある方は[こちら](#)からお申し込みください。

## 大手銀行のCFC税制の適用を 巡る事件で国が逆転勝訴

大手銀行のタックス・ヘイブン対策税制(CFC税制)の適用の是非等を巡り争われた事件の上告審判決で、最高裁は2023年11月6日に、課税処分を取り消した二審の東京高裁の判決を破棄し、処分は適法とする判断を示しました。

被上告人である大手銀行は自己資本の増強のため、タックスヘイブンのケイマン諸島に複数の特別目的会社(SPC)を設立していました。SPCが有価証券を発行し、投資家から集めた資金を返還する過程でSPCに利益が残りましたが、大手銀行は当該利益は同行に帰属しないものとして税務処理していました。これに対し国が、利益である84億円は銀行本体の所得に合算すべきであるとして過少申告加算税を含め約20億円の追徴課税処分を行ったことで争いとなっていました。

### ○一審の東京地裁判決

CFC税制の適用要件を形式的に満たす場合は租税回避の目的等に関わらず適用されるべきとして国が勝訴

### ○二審の東京高裁判決

CFC税制を形式的に適用することは税制の制度趣旨等に反するとして国側の課税処分を取り消し

### ○三審の最高裁判決

CFC税制の規定の適用で回避し得ない不利益が生じるとはいえないとして、国側の課税処分は適法と判断